数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の３及び第12条の４第３項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第３項及び第14条第６項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項の対象となるものに限る。）

C　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の３第２項及び第３項の対象となるものに限る。）

D　課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

α　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／25,563）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　地方税法第154条、同法附則第12条の４第１項及び第２項に規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ａに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ａに同じ。

β　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（ａ／ｂ）×（１／29,625）

ただし、ａ／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項に規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの符号Ｂに係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ｂ　符号Ｂに同じ。

γ　次の算式によつて算定した都道府県ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数が